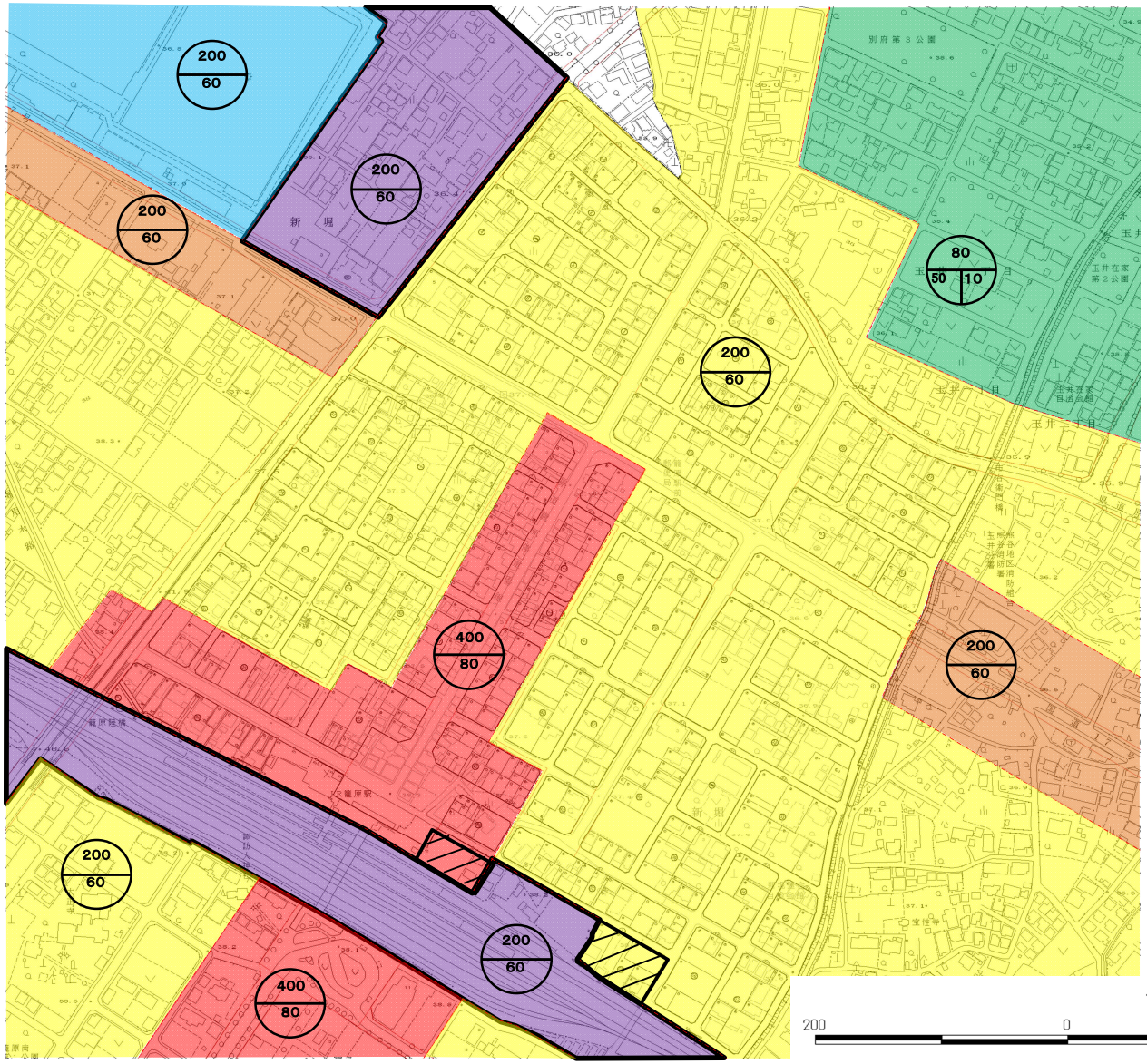
籠原中央第一地区

特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の変更　計画図



凡例

表示	都市計画等の種類	建ぺい率（%）	容積率（%）	高さ制限
	行政区域			
	市街化区域			
	用途地域			
	第一種低層住居専用地域	50	80	10m
			100	
	第二種低層住居専用地域	50	100	10m
		60	150	12m
	第一種中高層住居専用地域	60	150	－
			200	－
	第二種中高層住居専用地域	60	150	－
			200	－
	第一種住居地域	60	200	－
	第二種住居地域	60	200	－
	準住居地域	60	200	－
	近隣商業地域	80	200	－
	商業地域	80	400	－
			600	－
	準工業地域	60	200	－
	工業地域	60	200	－
	工業専用地域	50	200	－
		60	200	－
	防火地域			
	準防火地域			
	高度利用地区			
	駐車場整備地区			
	都市計画道路			
	都市計画公園			
	都市計画緑地			
	土地区画整理事業区域			
	地区計画区域			
	建築協定締結地区（⊕ 上段：容積率 下段左：建ぺい率 右：高さ制限）			

※建築基準法第22条第1項による指定区域：市街化区域内の、防火地域及び準防火地域以外の区域

特別用途地区
（大規模集客施設制限地区）
※準工業地域と同一区域

変更箇所
（用途地域の変更に伴い
特別用途地区から除外）

1：2，500

200　0　200　400 m